

送付先住所(登録・変更・解除)申請に関するご案内

(1)送付先の登録・変更の依頼ができるのは、以下の場合に限られます。

①送付先が親族、成年後見人等、または相続人である。

②郵便物を現住所に送付することができない具体的な理由(施設入所、病院に入院等)がある。

※施設・病院を送付先とする場合は、あらかじめ施設・病院の了承を得てください。

(2)登録済みの送付先を変更、または解除する際は、申請者が登録済みの前申請者と異なる場合には、前申請者の自署による同意が必要です。(申請書内に署名欄があります)

(3)送付先の登録・変更の際は、申請書の他、下記の添付書類の提出が必要です。

送付先に応じて、以下の書類を必ず提出してください。

送付先	必要書類
被保険者本人、親族	<ul style="list-style-type: none">被保険者本人の本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、保険証、資格確認書等) ※被保険者本人死亡後の登録・変更の際は被保険者本人確認書類は不要です。送付先となる方の、住所が確認できる本人確認書類の写し申請者が本人または送付先と異なる場合、申請者の本人確認書類の写し
成年後見人 等	<ul style="list-style-type: none">被保険者本人の本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、保険証、資格確認書等)成年後見人 等であることを証明する書類の写し(登記事項証明 等)成年後見人 等の、上記証明書類に記載の住所が確認できる本人確認書類の写し申請者が本人または送付先と異なる場合、申請者の本人確認書類の写し
施設・病院 等	<ul style="list-style-type: none">被保険者本人の本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、保険証、資格確認書等)本人が入所していることと、入所先の住所が確認できる書類の写し(入居契約書、入院診療計画書 等)申請者が本人または送付先と異なる場合、申請者の本人確認書類の写し

送付先を登録・変更・解除する際の注意点

(1)すでに発送準備の整っている書類は、この申請書の届出日以降でも変更前の住所に届くことがあります。ご了承ください。

(2)この手続きは、被保険者の方の事情により、後期高齢者医療 または 介護保険、もしくはその両方の郵便物の宛先のみを変更するものです。居住地が変更となる場合は、区民事務所などで速やかに住所変更の手続きをお願いします。もしも住所地に居住されていないことが判明した場合は、住所登録が抹消され、保険の資格を喪失することになります。

【問合せ先】

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所

◆高齢医療・年金課 資格収納係

電話：03-3880-6041 ファックス：03-3880-5981

メール：korei-nenkin@city.adachi.tokyo.jp

◆介護保険課 資格保険料係

電話：03-3880-5744 ファックス：03-3880-5621

メール：kaigo@city.adachi.tokyo.jp